

第1問 (刑法)

広域暴力団A組組長の甲は、幹部の乙に、A組の傘下に入ることに抵抗しているB県の暴力団C組を威嚇するため、C組所有の無人の事務所を爆発・炎上させるように指示した。乙は、その実行を直属部隊の隊長丙に命じ、丙は、爆発物に詳しい子分の丁に実行させることにした。丙・丁は、B県D市内の広い県道に面したC組事務所の1つが、木造平屋で、夜間は無人であること、向かって右側に鉄筋コンクリート製（耐火構造）のワンルーム・マンションがあって、その壁から約1・5メートル離れて隣接しており、左側は空き地になっていて、延焼の可能性がないことを確認し、それを爆発・炎上させることに決めた。某日、夜半、丙・丁は、目的のC組事務所方に赴き、同事務所前の県道の向かい側に小型トラックを止め、丙の指揮の下に、丁が、後部荷台に設置した連続発射装置を始動させ、同事務所に向けて、大型火炎びん装着のロケット弾3発を連続発射した。1発目は同事務所に命中し、事務所を炎上させたが、他の2発は大きく目標を外れた。2発目は、隣のマンションの一階玄関正面にある無人の管理人室に打ち込まれて爆発し、同室を炎上させた。3発目は、同マンション2階の左端にある学生Eの居室に打ち込まれて爆発し、同室を炎上させたため、熟睡していたEが焼死した。なお、爆発・炎上した3箇所のいずれにおいても、それ以上に延焼することはない、しばらくして鎮火した。甲・乙・丙・丁の行為は、刑法上どのように評価されるか、論じなさい（特別刑法に関する論点は除くものとする）。(配点：60点)

(刑事法)

第2問 (刑事訴訟法)

事件単位説と人単位説について、その意味をそれぞれ説明したのち、事件単位説をとるか人単位説をとるかにより余罪の捜査に関してどのような違いが生ずるのか、具体的な事例を挙げて、論じなさい。

(配点：40点)